

平成 28 年（2016 年）8 月 9 日

各  
〔 同行援護事業所  
行動援護事業所  
重度訪問介護事業所  
移動支援事業所  
特定（障害児）相談支援事業所 〕  
管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

嶋 内 明

### 入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等及び移動支援事業の取扱いについて

平素より本市の障がい福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省により、入院中における同行援護、行動援護及び重度訪問介護（以下「同行援護等」という。）の取扱いに係る見直しが図られました。

これに伴い、本市における同行援護等の取扱いを下記のとおり変更し、移動支援事業についても同様に取扱うこととしましたので、通知いたします。

貴事業所におかれましては、関係職員にご周知の上、利用者からの相談等があった場合、本通知等を踏まえ、適切な支援を行ってくださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 変更内容

入院中における同行援護等及び移動支援の取扱いについて、下記のとおり変更する。

|     |  |
|-----|--|
| 変更前 | 入退院時にのみ利用が可能（入院中における利用は不可）。  |
| 変更後 | 入退院時に加え、 <u>入院中に医療機関から日帰り</u> で外出する場合や、 <u>1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先</u> を行き来する場合等において移動の援護等を必要とする場合は利用が可能。 |

## 2 適用日

下記3の(1)における通知発出日(平成28年6月28日)以降のサービス提供分から、遡及適用する。

## 3 添付資料

- (1) 入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等について(平成28年6月28日付障障発0628第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔別添1〕
  - (2) 入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いに関するQ&Aの送付について(平成28年7月29日付国事務連絡通知)・・・・・・・・〔別添2〕
  - (3) 移動支援ガイドライン(平成28年8月)・・・・・・・・・・・・・・・・〔別添3〕  
(URL: [http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-3\\_idosien.html](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-3_idosien.html))
  - (4) 移動支援ガイドライン(新旧対照表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔別添4〕
- ※ ガイドラインについて、本件に係る取扱い変更のほか、一部字句修正あり(新旧対照表(P.1)に記載)

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市障がい福祉課給付管理係  
TEL : 011-211-2938 Fax : 011-218-5181  
E-mail : sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp